

区第3311号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.37' , 経度141° 3.09' の点 イ 緯度38° 20.53' , 経度141° 2.94' の点 ウ 緯度38° 20.53' , 経度141° 3.29' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3312号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市内裡島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.23' , 経度141° 3.15' の点 イ 緯度38° 20.30' , 経度141° 3.13' の点 ウ 緯度38° 20.33' , 経度141° 3.10' の点 エ 緯度38° 20.39' , 経度141° 3.17' の点 オ 緯度38° 20.32' , 経度141° 3.26' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3313号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市都島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 緯度38° 20.31' , 経度141° 3.33' の点 イ 緯度38° 20.41' , 経度141° 3.19' の点 ウ 緯度38° 20.51' , 経度141° 3.33' の点 エ 緯度38° 20.52' , 経度141° 3.36' の点 オ 緯度38° 20.42' , 経度141° 3.44' の点 カ 緯度38° 20.33' , 経度141° 3.47' の点 キ 緯度38° 20.35' , 経度141° 3.37' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3314号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市都島 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.37' , 経度141° 3.52' の点 イ 緯度38° 20.54' , 経度141° 3.43' の点 ウ 緯度38° 20.57' , 経度141° 3.55' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3315号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市都島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 20.15' , 経度141° 3.34' の点 イ 緯度38° 20.23' , 経度141° 3.32' の点 ウ 緯度38° 20.30' , 経度141° 3.39' の点 エ 緯度38° 20.27' , 経度141° 3.45' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3316号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市杉の入 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 緯度38° 20.00' , 経度141° 3.21' の点 イ 緯度38° 20.01' , 経度141° 3.19' の点 ウ 緯度38° 20.08' , 経度141° 3.11' の点 エ 緯度38° 20.11' , 経度141° 3.15' の点 オ 緯度38° 20.06' , 経度141° 3.25' の点 カ 緯度38° 20.09' , 経度141° 3.28' の点 キ 緯度38° 20.08' , 経度141° 3.30' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3317号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市新浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.41' , 経度141° 3.18' の点 イ 緯度38° 19.41' , 経度141° 3.11' の点 ウ 緯度38° 19.52' , 経度141° 2.91' の点 エ 緯度38° 19.80' , 経度141° 3.20' の点 オ 緯度38° 19.86' , 経度141° 3.23' の点 カ 緯度38° 19.91' , 経度141° 3.17' の点 キ 緯度38° 19.94' , 経度141° 3.19' の点 ク 緯度38° 19.87' , 経度141° 3.23' の点 ケ 緯度38° 19.83' , 経度141° 3.25' の点 コ 緯度38° 19.76' , 経度141° 3.26' の点 サ 緯度38° 19.60' , 経度141° 3.23' の点 シ 緯度38° 19.47' , 経度141° 3.24' の点	漁場アの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3318号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市都島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.85' , 経度141° 3.31' の点 イ 緯度38° 19.91' , 経度141° 3.28' の点 ウ 緯度38° 19.96' , 経度141° 3.26' の点 エ 緯度38° 19.98' , 経度141° 3.23' の点 オ 緯度38° 20.29' , 経度141° 3.48' の点 カ 緯度38° 20.20' , 経度141° 3.49' の点 キ 緯度38° 20.10' , 経度141° 3.46' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3319号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市都島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.17' , 経度141° 4.23' の点 イ 緯度38° 20.25' , 経度141° 4.05' の点 ウ 緯度38° 20.04' , 経度141° 3.84' の点 エ 緯度38° 19.72' , 経度141° 3.53' の点 オ 緯度38° 19.68' , 経度141° 3.70' の点 カ 緯度38° 19.41' , 経度141° 3.44' の点 キ 緯度38° 19.40' , 経度141° 3.36' の点 ク 緯度38° 19.48' , 経度141° 3.29' の点 ケ 緯度38° 19.53' , 経度141° 3.29' の点 コ 緯度38° 19.60' , 経度141° 3.29' の点 サ 緯度38° 19.69' , 経度141° 3.30' の点 シ 緯度38° 19.76' , 経度141° 3.33' の点 ス 緯度38° 19.93' , 経度141° 3.43' の点 セ 緯度38° 20.08' , 経度141° 3.52' の点 ソ 緯度38° 20.19' , 経度141° 3.56' の点 タ 緯度38° 20.26' , 経度141° 3.56' の点 チ 緯度38° 20.34' , 経度141° 3.53' の点 ツ 緯度38° 20.61' , 経度141° 3.58' の点 テ 緯度38° 20.58' , 経度141° 3.83' の点 ト 緯度38° 20.48' , 経度141° 4.04' の点 ナ 緯度38° 20.30' , 経度141° 4.25' の点	漁場ア、ナの位置に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場キ、テ、トの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3320号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市牛生 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.04' , 経度141° 2.91' の点 イ 緯度38° 19.19' , 経度141° 3.00' の点 ウ 緯度38° 19.21' , 経度141° 3.19' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3321号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 馬背島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.65′, 経度141° 6.69′ の点 イ 緯度38° 20.67′, 経度141° 6.55′ の点 ウ 緯度38° 20.75′, 経度141° 6.41′ の点 エ 緯度38° 21.15′, 経度141° 6.05′ の点 オ 緯度38° 21.49′, 経度141° 6.98′ の点 カ 緯度38° 21.40′, 経度141° 7.07′ の点 キ 緯度38° 21.29′, 経度141° 6.83′ の点 ク 緯度38° 21.22′, 経度141° 6.87′ の点 ケ 緯度38° 21.05′, 経度141° 6.47′ の点 コ 緯度38° 20.73′, 経度141° 6.58′ の点 サ 緯度38° 20.72′, 経度141° 6.69′ の点	塩釜市 浦戸, 寒風沢, 朴島	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3322号	第1種区画漁業	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 鷺島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.92′, 経度141° 7.03′ の点 イ 緯度38° 21.11′, 経度141° 7.04′ の点 ウ 緯度38° 21.11′, 経度141° 7.10′ の点 エ 緯度38° 20.92′, 経度141° 7.07′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3323号	第1種区画漁業	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.98′, 経度141° 7.28′ の点 イ 緯度38° 21.15′, 経度141° 7.21′ の点 ウ 緯度38° 21.16′, 経度141° 7.26′ の点 エ 緯度38° 21.01′, 経度141° 7.32′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3324号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 鷺島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.15′, 経度141° 7.04′ の点 イ 緯度38° 21.18′, 経度141° 7.01′ の点 ウ 緯度38° 21.27′, 経度141° 7.17′ の点 エ 緯度38° 21.25′, 経度141° 7.20′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3325号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 大森島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.95′, 経度141° 6.65′ の点 イ 緯度38° 21.00′, 経度141° 6.59′ の点 ウ 緯度38° 21.12′, 経度141° 6.76′ の点 エ 緯度38° 21.08′, 経度141° 6.81′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3326号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.27′, 経度141° 7.21′ の点 イ 緯度38° 21.41′, 経度141° 7.12′ の点 ウ 緯度38° 21.50′, 経度141° 7.05′ の点 エ 緯度38° 21.58′, 経度141° 7.27′ の点 オ 緯度38° 21.40′, 経度141° 7.46′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3327号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.23′ , 経度141° 7.50′ の点 イ 緯度38° 21.39′ , 経度141° 7.48′ の点 ウ 緯度38° 21.42′ , 経度141° 7.55′ の点 エ 緯度38° 21.25′ , 経度141° 7.56′ の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3328号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.96′ , 経度141° 7.54′ の点 イ 緯度38° 21.21′ , 経度141° 7.64′ の点 ウ 緯度38° 21.43′ , 経度141° 7.63′ の点 エ 緯度38° 21.42′ , 経度141° 7.72′ の点 オ 緯度38° 21.23′ , 経度141° 7.71′ の点 カ 緯度38° 20.97′ , 経度141° 7.61′ の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3329号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.98′ , 経度141° 7.70′ の点 イ 緯度38° 21.19′ , 経度141° 7.78′ の点 ウ 緯度38° 21.41′ , 経度141° 7.80′ の点 エ 緯度38° 21.38′ , 経度141° 7.97′ の点 オ 緯度38° 21.20′ , 経度141° 7.97′ の点 カ 緯度38° 20.98′ , 経度141° 7.86′ の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3330号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.22′ , 経度141° 8.05′ の点 イ 緯度38° 21.37′ , 経度141° 8.05′ の点 ウ 緯度38° 21.34′ , 経度141° 8.22′ の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3331号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.78′ , 経度141° 7.38′ の点 イ 緯度38° 20.94′ , 経度141° 7.51′ の点 ウ 緯度38° 20.94′ , 経度141° 7.58′ の点 エ 緯度38° 20.75′ , 経度141° 7.44′ の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3332号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 鷺島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.66′ , 経度141° 6.74′ の点 イ 緯度38° 20.69′ , 経度141° 6.74′ の点 ウ 緯度38° 20.87′ , 経度141° 7.32′ の点 エ 緯度38° 20.83′ , 経度141° 7.36′ の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3333号	第1種区画漁業	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.97′, 経度141° 6.90′ の点 イ 緯度38° 20.04′, 経度141° 6.86′ の点 ウ 緯度38° 20.08′, 経度141° 6.89′ の点 エ 緯度38° 20.09′, 経度141° 6.92′ の点 オ 緯度38° 19.98′, 経度141° 6.98′ の点 カ 緯度38° 19.95′, 経度141° 6.96′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3334号	第1種区画漁業	のり養殖業 種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.93′, 経度141° 6.90′ の点 イ 緯度38° 19.85′, 経度141° 7.00′ の点 ウ 緯度38° 19.70′, 経度141° 7.14′ の点 エ 緯度38° 19.65′, 経度141° 7.26′ の点 オ 緯度38° 19.28′, 経度141° 7.01′ の点 カ 緯度38° 18.97′, 経度141° 7.22′ の点 キ 緯度38° 18.85′, 経度141° 7.12′ の点 ク 緯度38° 19.69′, 経度141° 6.75′ の点	漁場キ、クの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3335号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.73′, 経度141° 7.30′ の点 イ 緯度38° 19.70′, 経度141° 7.28′ の点 ウ 緯度38° 19.79′, 経度141° 7.12′ の点 エ 緯度38° 19.82′, 経度141° 7.14′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3336号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.45′, 経度141° 7.26′ の点 イ 緯度38° 20.47′, 経度141° 7.24′ の点 ウ 緯度38° 20.65′, 経度141° 7.48′ の点 エ 緯度38° 20.72′, 経度141° 7.49′ の点 オ 緯度38° 20.94′, 経度141° 7.67′ の点 カ 緯度38° 20.95′, 経度141° 7.75′ の点 キ 緯度38° 20.63′, 経度141° 7.50′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3337号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.91′, 経度141° 7.87′ の点 イ 緯度38° 20.91′, 経度141° 7.94′ の点 ウ 緯度38° 20.66′, 経度141° 7.96′ の点 エ 緯度38° 20.52′, 経度141° 7.82′ の点 オ 緯度38° 20.57′, 経度141° 7.75′ の点 カ 緯度38° 20.69′, 経度141° 7.89′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3338号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.38′, 経度141° 7.89′ の点 イ 緯度38° 20.37′, 経度141° 7.86′ の点 ウ 緯度38° 20.62′, 経度141° 7.98′ の点 エ 緯度38° 20.61′, 経度141° 8.00′ の点 オ 緯度38° 20.42′, 経度141° 7.91′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第3339号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.27′, 経度141° 7.84′ の点 イ 緯度38° 20.30′, 経度141° 7.82′ の点 ウ 緯度38° 20.31′, 経度141° 7.86′ の点 エ 緯度38° 20.28′, 経度141° 7.86′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第3340号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.09′, 経度141° 7.87′ の点 イ 緯度38° 19.99′, 経度141° 7.90′ の点 ウ 緯度38° 20.00′, 経度141° 7.80′ の点 エ 緯度38° 20.10′, 経度141° 7.77′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第3341号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	塩釜市浦戸寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.87′, 経度141° 7.89′ の点 イ 緯度38° 19.78′, 経度141° 7.91′ の点 ウ 緯度38° 19.77′, 経度141° 7.82′ の点 エ 緯度38° 19.64′, 経度141° 7.80′ の点 オ 緯度38° 19.56′, 経度141° 7.84′ の点 カ 緯度38° 19.55′, 経度141° 7.70′ の点 キ 緯度38° 19.61′, 経度141° 7.71′ の点 ク 緯度38° 19.77′, 経度141° 7.76′ の点 ケ 緯度38° 19.77′, 経度141° 7.64′ の点 コ 緯度38° 19.87′, 経度141° 7.68′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第3342号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	塩釜市浦戸寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.62′, 経度141° 7.29′ の点 イ 緯度38° 19.56′, 経度141° 7.38′ の点 ウ 緯度38° 19.52′, 経度141° 7.35′ の点 エ 緯度38° 19.57′, 経度141° 7.26′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第3343号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.65′, 経度141° 7.93′ の点 イ 緯度38° 18.79′, 経度141° 8.06′ の点 ウ 緯度38° 18.84′, 経度141° 7.38′ の点 エ 緯度38° 19.39′, 経度141° 7.29′ の点 オ 緯度38° 19.48′, 経度141° 7.47′ の点 カ 緯度38° 19.52′, 経度141° 7.89′ の点 キ 緯度38° 19.64′, 経度141° 7.87′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第3344号	第1種区画漁業	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.54′, 経度141° 6.69′ の点 イ 緯度38° 19.13′, 経度141° 6.86′ の点 ウ 緯度38° 19.01′, 経度141° 6.75′ の点 エ 緯度38° 19.24′, 経度141° 6.21′ の点 オ 緯度38° 19.35′, 経度141° 6.13′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ア、オは光達距離2キロメートル以上、イ、ウ、エは光達距離4キロメートル以上)	塩釜市 浦戸, 野々島, 桂島, 石浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3345号	第1種区画漁業	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.72′, 経度141° 5.36′ の点 イ 緯度38° 19.90′, 経度141° 5.76′ の点 ウ 緯度38° 19.82′, 経度141° 5.95′ の点 エ 緯度38° 19.54′, 経度141° 6.44′ の点 オ 緯度38° 19.32′, 経度141° 5.80′ の点 カ 緯度38° 19.34′, 経度141° 5.64′ の点	漁場オ、カの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(オは光達距離2キロメートル以上、カは光達距離4キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3346号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.40′, 経度141° 5.08′ の点 イ 緯度38° 19.81′, 経度141° 4.69′ の点 ウ 緯度38° 19.85′, 経度141° 4.88′ の点 エ 緯度38° 19.75′, 経度141° 4.99′ の点 オ 緯度38° 19.76′, 経度141° 5.11′ の点 カ 緯度38° 19.36′, 経度141° 5.43′ の点	漁場ア、イ、カの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(イは光達距離2キロメートル以上、ア、カは光達距離4キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3347号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.89′, 経度141° 4.64′ の点 イ 緯度38° 19.95′, 経度141° 4.57′ の点 ウ 緯度38° 20.09′, 経度141° 4.49′ の点 エ 緯度38° 20.17′, 経度141° 4.96′ の点 オ 緯度38° 19.99′, 経度141° 5.01′ の点 カ 緯度38° 19.92′, 経度141° 4.93′ の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3348号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.16′, 経度141° 5.14′ の点 イ 緯度38° 20.22′, 経度141° 5.13′ の点 ウ 緯度38° 20.24′, 経度141° 5.26′ の点 エ 緯度38° 20.18′, 経度141° 5.27′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3349号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.33′, 経度141° 5.31′ の点 イ 緯度38° 20.78′, 経度141° 5.01′ の点 ウ 緯度38° 20.95′, 経度141° 5.46′ の点 エ 緯度38° 20.81′, 経度141° 5.48′ の点 オ 緯度38° 20.39′, 経度141° 5.81′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3350号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 ア 緯度38° 20.24′, 経度141° 5.69′ の点 イ 緯度38° 20.32′, 経度141° 5.88′ の点 ウ 緯度38° 20.09′, 経度141° 6.08′ の点 エ 緯度38° 20.08′, 経度141° 6.01′ の点 オ 緯度38° 20.07′, 経度141° 6.00′ の点 カ 緯度38° 20.14′, 経度141° 5.79′ の点 キ 緯度38° 20.15′, 経度141° 5.80′ の点 ク 緯度38° 20.21′, 経度141° 5.71′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別 可能な黄色の標識を設置しな ければならない。(光達距離 2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3351号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 19.93′, 経度141° 6.29′ の点 イ 緯度38° 19.99′, 経度141° 6.23′ の点 ウ 緯度38° 20.01′, 経度141° 6.25′ の点 エ 緯度38° 19.95′, 経度141° 6.31′ の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別 可能な黄色の標識を設置しな ければならない。(光達距離 2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3352号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 石浜地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.63′, 経度141° 6.59′ の点 イ 緯度38° 19.71′, 経度141° 6.44′ の点 ウ 緯度38° 19.90′, 経度141° 6.34′ の点	漁場ア、ウの位置に夜間識別 可能な黄色の標識を設置しな ければならない。(光達距離 2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3353号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 19.81′, 経度141° 6.54′ の点 イ 緯度38° 20.12′, 経度141° 6.27′ の点 ウ 緯度38° 20.13′, 経度141° 6.34′ の点 エ 緯度38° 19.93′, 経度141° 6.46′ の点 オ 緯度38° 19.82′, 経度141° 6.56′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別 可能な黄色の標識を設置しな ければならない。(光達距離 2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3354号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業	7月1日から10月 31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 20.05′, 経度141° 6.65′ の点 イ 緯度38° 19.97′, 経度141° 6.72′ の点 ウ 緯度38° 19.92′, 経度141° 6.67′ の点 エ 緯度38° 20.00′, 経度141° 6.57′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3355号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 ア 緯度38° 20.10′, 経度141° 6.86′ の点 イ 緯度38° 19.99′, 経度141° 6.74′ の点 ウ 緯度38° 20.01′, 経度141° 6.72′ の点 エ 緯度38° 20.06′, 経度141° 6.74′ の点 オ 緯度38° 20.10′, 経度141° 6.69′ の点 カ 緯度38° 20.12′, 経度141° 6.72′ の点 キ 緯度38° 20.09′, 経度141° 6.80′ の点 ク 緯度38° 20.12′, 経度141° 6.84′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3356号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.23′, 経度141° 6.97′ の点 イ 緯度38° 20.24′, 経度141° 6.95′ の点 ウ 緯度38° 20.61′, 経度141° 7.30′ の点 エ 緯度38° 20.60′, 経度141° 7.33′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第3357号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.63′, 経度141° 7.32′ の点 イ 緯度38° 20.72′, 経度141° 7.29′ の点 ウ 緯度38° 20.73′, 経度141° 7.33′ の点 エ 緯度38° 20.64′, 経度141° 7.37′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第3358号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.61′, 経度141° 6.77′ の点 イ 緯度38° 20.62′, 経度141° 6.75′ の点 ウ 緯度38° 20.77′, 経度141° 7.21′ の点 エ 緯度38° 20.73′, 経度141° 7.23′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第3359号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.48′, 経度141° 6.46′ の点 イ 緯度38° 20.53′, 経度141° 6.42′ の点 ウ 緯度38° 20.58′, 経度141° 6.61′ の点 エ 緯度38° 20.53′, 経度141° 6.65′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第3360号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.31′, 経度141° 6.18′ の点 イ 緯度38° 20.48′, 経度141° 6.05′ の点 ウ 緯度38° 20.53′, 経度141° 6.14′ の点 エ 緯度38° 20.35′, 経度141° 6.26′ の点 オ 緯度38° 20.30′, 経度141° 6.25′ の点	漁場ア、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第3361号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.34′, 経度141° 6.00′ の点 イ 緯度38° 20.50′, 経度141° 5.86′ の点 ウ 緯度38° 20.55′, 経度141° 5.96′ の点 エ 緯度38° 20.31′, 経度141° 6.14′ の点	漁場ア、イ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第3362号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 緯度38° 20.55' , 経度141° 5.82' の点 イ 緯度38° 20.84' , 経度141° 5.60' の点 ウ 緯度38° 21.00' , 経度141° 5.59' の点 エ 緯度38° 21.15' , 経度141° 6.02' の点 オ 緯度38° 20.73' , 経度141° 6.38' の点 カ 緯度38° 20.67' , 経度141° 6.26' の点 キ 緯度38° 20.74' , 経度141° 6.00' の点 ク 緯度38° 20.63' , 経度141° 5.99' の点	漁場ア、ウ、カ、キ、クの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3363号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 緯度38° 20.17' , 経度141° 4.45' の点 イ 緯度38° 20.35' , 経度141° 4.40' の点 ウ 緯度38° 20.61' , 経度141° 4.57' の点 エ 緯度38° 20.64' , 経度141° 4.62' の点 オ 緯度38° 20.75' , 経度141° 4.92' の点 カ 緯度38° 20.31' , 経度141° 5.21' の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3401号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要害地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 緯度38° 18.87' , 経度141° 2.96' の点 イ 緯度38° 18.95' , 経度141° 2.92' の点 ウ 緯度38° 19.02' , 経度141° 2.91' の点 エ 緯度38° 19.05' , 経度141° 2.98' の点 オ 緯度38° 18.91' , 経度141° 3.10' の点 カ 緯度38° 18.84' , 経度141° 3.08' の点	七ヶ浜町 代ヶ崎浜, 東宮浜, 要害	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3402号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要害地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 緯度38° 19.21' , 経度141° 3.77' の点 イ 緯度38° 18.95' , 経度141° 3.11' の点 ウ 緯度38° 19.07' , 経度141° 3.01' の点 エ 緯度38° 19.21' , 経度141° 3.23' の点 オ 緯度38° 19.27' , 経度141° 3.81' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3403号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要害地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 緯度38° 18.92' , 経度141° 3.16' の点 イ 緯度38° 18.96' , 経度141° 3.17' の点 ウ 緯度38° 19.20' , 経度141° 3.79' の点 エ 緯度38° 19.09' , 経度141° 3.73' の点 オ 緯度38° 18.88' , 経度141° 3.34' の点 カ 緯度38° 18.93' , 経度141° 3.30' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3404号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要害地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 緯度38° 18.85' , 経度141° 3.51' の点 イ 緯度38° 18.91' , 経度141° 3.45' の点 ウ 緯度38° 18.97' , 経度141° 3.58' の点 エ 緯度38° 18.92' , 経度141° 3.60' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3405号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城県七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 ア 緯度38° 19.36' , 経度141° 4.31' の点 イ 緯度38° 19.48' , 経度141° 4.23' の点 ウ 緯度38° 19.50' , 経度141° 4.29' の点 エ 緯度38° 19.47' , 経度141° 4.30' の点 オ 緯度38° 19.52' , 経度141° 4.39' の点 カ 緯度38° 19.54' , 経度141° 4.38' の点 キ 緯度38° 19.56' , 経度141° 4.42' の点 ク 緯度38° 19.47' , 経度141° 4.91' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで	
区第3406号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城県七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 ア 緯度38° 19.36' , 経度141° 4.33' の点 イ 緯度38° 19.46' , 経度141° 4.51' の点 ウ 緯度38° 19.51' , 経度141° 4.47' の点 エ 緯度38° 19.54' , 経度141° 4.50' の点 オ 緯度38° 19.52' , 経度141° 4.57' の点 カ 緯度38° 19.59' , 経度141° 4.68' の点 キ 緯度38° 19.50' , 経度141° 4.75' の点	漁場キの位置に夜間識別可能 な黄色の標識を設置しなけれ ばならない。(光達距離4キ ロメートル以上)	七ヶ浜町 代ヶ崎浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3407号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城県七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区 域 ア 緯度38° 19.53' , 経度141° 4.58' の点 イ 緯度38° 19.64' , 経度141° 4.55' の点 ウ 緯度38° 19.67' , 経度141° 4.64' の点 エ 緯度38° 19.60' , 経度141° 4.68' の点		七ヶ浜町 代ヶ崎浜, 東宮浜, 要害	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3408号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城県七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた 区域 ア 緯度38° 20.09' , 経度141° 4.30' の点 イ 緯度38° 19.73' , 経度141° 4.57' の点 ウ 緯度38° 19.65' , 経度141° 3.99' の点 エ 緯度38° 19.45' , 経度141° 3.95' の点 オ 緯度38° 19.44' , 経度141° 3.81' の点	漁場アの位置に夜間識別可能 な赤色の標識を設置しなけれ ばならない。(光達距離2キ ロメートル以上) 漁場オの位置に夜間識別可能 な黄色の標識を設置しなけれ ばならない。(光達距離4キ ロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3409号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城県七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によ って囲ま れた区域 ア 緯度38° 19.40' , 経度141° 3.44' の点 イ 緯度38° 19.68' , 経度141° 3.70' の点 ウ 緯度38° 19.72' , 経度141° 3.53' の点 エ 緯度38° 20.25' , 経度141° 4.05' の点 オ 緯度38° 20.17' , 経度141° 4.23' の点 カ 緯度38° 19.44' , 経度141° 3.74' の点	漁場カの位置に夜間識別可能 な黄色の標識を設置しなけれ ばならない。(光達距離4キ ロメートル以上)	七ヶ浜町 代ヶ崎浜, 東宮浜, 要害, 遠山	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3410号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城県七ヶ浜町 吉田浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区 域 ア 緯度38° 18.54' , 経度141° 4.88' の点 イ 緯度38° 18.79' , 経度141° 4.82' の点 ウ 緯度38° 18.81' , 経度141° 4.95' の点 エ 緯度38° 18.58' , 経度141° 5.02' の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別 可能な黄色の標識を設置しな ければならない。(光達距離 2キロメートル以上)	七ヶ浜町 吉田浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3411号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.07′ , 経度141° 4.97′ の点 イ 緯度38° 19.04′ , 経度141° 5.49′ の点 ウ 緯度38° 19.02′ , 経度141° 5.82′ の点 エ 緯度38° 18.69′ , 経度141° 6.40′ の点 オ 緯度38° 18.46′ , 経度141° 5.25′ の点 カ 緯度38° 18.53′ , 経度141° 5.15′ の点	漁場ア、ウ、エ、オ、カの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ア、ウ、エは光達距離4キロメートル以上、オ、カは光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3412号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 花淵浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.58′ , 経度141° 6.03′ の点 イ 緯度38° 18.37′ , 経度141° 6.09′ の点 ウ 緯度38° 18.37′ , 経度141° 6.19′ の点 エ 緯度38° 18.35′ , 経度141° 6.30′ の点 オ 緯度38° 18.14′ , 経度141° 6.73′ の点 カ 緯度38° 17.45′ , 経度141° 6.87′ の点 キ 緯度38° 17.08′ , 経度141° 6.62′ の点 ク 緯度38° 17.57′ , 経度141° 6.00′ の点 ケ 緯度38° 17.88′ , 経度141° 5.64′ の点 コ 緯度38° 18.45′ , 経度141° 5.36′ の点	漁場ア、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ア、オ、カ、キは光達距離4キロメートル以上、エ、ク、ケ、コは光達距離2キロメートル以上)	七ヶ浜町 花淵浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3413号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 花淵浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.71′ , 経度141° 5.38′ の点 イ 緯度38° 17.62′ , 経度141° 5.50′ の点 ウ 緯度38° 17.49′ , 経度141° 5.36′ の点 エ 緯度38° 17.58′ , 経度141° 5.24′ の点	漁場ア、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3414号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 花淵浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.70′ , 経度141° 5.73′ の点 イ 緯度38° 17.39′ , 経度141° 6.08′ の点 ウ 緯度38° 16.99′ , 経度141° 6.54′ の点 エ 緯度38° 15.79′ , 経度141° 5.66′ の点 オ 緯度38° 17.36′ , 経度141° 4.38′ の点 カ 緯度38° 17.59′ , 経度141° 4.78′ の点 キ 緯度38° 17.25′ , 経度141° 5.25′ の点 ク 緯度38° 16.41′ , 経度141° 6.10′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、クの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ウ、エ、オは光達距離4キロメートル以上、ア、イ、クは光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3415号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 菖蒲田浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.28′ , 経度141° 4.28′ の点 イ 緯度38° 15.69′ , 経度141° 5.57′ の点 ウ 緯度38° 15.59′ , 経度141° 5.47′ の点 エ 緯度38° 16.04′ , 経度141° 4.86′ の点 オ 緯度38° 16.09′ , 経度141° 4.21′ の点 カ 緯度38° 16.41′ , 経度141° 3.94′ の点 キ 緯度38° 16.64′ , 経度141° 4.14′ の点 ク 緯度38° 16.91′ , 経度141° 3.90′ の点	漁場イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上)	七ヶ浜町 菖蒲田浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3416号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城県七ヶ浜町 湊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.38′, 経度141° 3.21′ の点 イ 緯度38° 16.60′, 経度141° 3.11′ の点 ウ 緯度38° 16.78′, 経度141° 3.51′ の点 エ 緯度38° 16.60′, 経度141° 3.67′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上)	七ヶ浜町 松ヶ浜, 湊浜, 遠山	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3417号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城県七ヶ浜町 湊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 15.57′, 経度141° 3.00′ の点 イ 緯度38° 14.71′, 経度141° 3.90′ の点 ウ 緯度38° 14.55′, 経度141° 3.87′ の点 エ 緯度38° 13.75′, 経度141° 3.12′ の点 オ 緯度38° 15.39′, 経度141° 2.83′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ウは光達距離4キロメートル以上、ア、イ、エ、オは光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3501号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	仙台市蒲生 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 13.61′, 経度141° 3.00′ の点 イ 緯度38° 13.28′, 経度141° 2.68′ の点 ウ 緯度38° 14.23′, 経度141° 0.72′ の点 エ 緯度38° 14.84′, 経度141° 1.15′ の点 オ 緯度38° 14.79′, 経度141° 2.07′ の点 カ 緯度38° 15.04′, 経度141° 2.24′ の点 キ 緯度38° 15.02′, 経度141° 2.74′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(イは光達距離4キロメートル以上、ア、ウ、エ、オ、カ、キは光達距離2キロメートル以上)	仙台市	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3502号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	仙台市荒浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 13.96′, 経度141° 0.51′ の点 イ 緯度38° 13.01′, 経度141° 2.45′ の点 ウ 緯度38° 12.68′, 経度141° 2.13′ の点 エ 緯度38° 13.59′, 経度141° 0.26′ の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3503号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	仙台市荒浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 13.33′, 経度141° 0.04′ の点 イ 緯度38° 12.43′, 経度141° 1.90′ の点 ウ 緯度38° 12.10′, 経度141° 1.60′ の点 エ 緯度38° 12.96′, 経度140° 59.79′ の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3504号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	仙台市荒浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 12.70′, 経度140° 59.60′ の点 イ 緯度38° 11.83′, 経度141° 1.35′ の点 ウ 緯度38° 11.51′, 経度141° 1.05′ の点 エ 緯度38° 12.34′, 経度140° 59.34′ の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ウは光達距離4キロメートル以上、ア、イ、エは光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3505号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	仙台市荒浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 12.06' , 経度140° 59.12' の点 イ 緯度38° 11.25' , 経度141° 0.80' の点 ウ 緯度38° 10.76' , 経度141° 0.56' の点 エ 緯度38° 11.49' , 経度140° 58.72' の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3601号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	仙台市井戸 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 11.23' , 経度140° 58.89' の点 イ 緯度38° 10.58' , 経度141° 0.46' の点 ウ 緯度38° 9.85' , 経度141° 0.08' の点 エ 緯度38° 10.38' , 経度140° 58.42' の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(ウは光達距離4キロメートル 以上、ア、イ、エは光達距離 2キロメートル以上)	名取市閑上	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3602号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	名取市閑上 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 9.98' , 経度140° 58.37' の点 イ 緯度38° 9.61' , 経度140° 59.49' の点 ウ 緯度38° 8.61' , 経度140° 58.99' の点 エ 緯度38° 9.02' , 経度140° 57.80' の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(ウは光達距離4キロメートル 以上、ア、イ、エは光達距離 2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3701号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜, 岩沼市 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 5.28' , 経度140° 56.45' の点 イ 緯度38° 5.13' , 経度140° 58.07' の点 ウ 緯度38° 3.27' , 経度140° 57.86' の点 エ 緯度38° 3.39' , 経度140° 56.16' の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(イ、ウは光達距離4キロメー トル以上、ア、エは光達距離 2キロメートル以上)	亶理町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3702号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 吉田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 1.78' , 経度140° 55.91' の点 イ 緯度38° 1.71' , 経度140° 57.76' の点 ウ 緯度37° 59.96' , 経度140° 57.59' の点 エ 緯度37° 59.75' , 経度140° 55.63' の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(イ、ウは光達距離4キロメー トル以上、ア、エは光達距離 2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3703号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜鳥の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 2.04' , 経度140° 54.92' の点 イ 緯度38° 1.89' , 経度140° 55.03' の点 ウ 緯度38° 1.89' , 経度140° 54.95' の点 エ 緯度38° 2.01' , 経度140° 54.80' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3704号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜鳥の海 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 1.85' , 経度140° 55.00' の点 イ 緯度38° 1.74' , 経度140° 54.87' の点 ウ 緯度38° 1.85' , 経度140° 54.86' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3705号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 1.88' , 経度140° 54.85' の点 イ 緯度38° 1.89' , 経度140° 54.63' の点 ウ 緯度38° 1.95' , 経度140° 54.58' の点 エ 緯度38° 2.02' , 経度140° 54.72' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3706号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 1.90' , 経度140° 54.27' の点 イ 緯度38° 1.93' , 経度140° 54.27' の点 ウ 緯度38° 1.92' , 経度140° 54.41' の点 エ 緯度38° 1.95' , 経度140° 54.50' の点 オ 緯度38° 1.89' , 経度140° 54.54' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3707号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 緯度38° 2.15' , 経度140° 54.11' の点 イ 緯度38° 2.15' , 経度140° 54.25' の点 ウ 緯度38° 1.99' , 経度140° 54.25' の点 エ 緯度38° 1.99' , 経度140° 54.48' の点 オ 緯度38° 1.96' , 経度140° 54.48' の点 カ 緯度38° 1.97' , 経度140° 54.11' の点 キ 緯度38° 1.97' , 経度140° 54.11' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3708号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 緯度38° 2.12' , 経度140° 54.53' の点 イ 緯度38° 2.11' , 経度140° 54.55' の点 ウ 緯度38° 2.10' , 経度140° 54.74' の点 エ 緯度38° 2.00' , 経度140° 54.53' の点 オ 緯度38° 2.02' , 経度140° 54.52' の点 カ 緯度38° 2.02' , 経度140° 54.50' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3709号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 緯度38° 2.24' , 経度140° 54.44' の点 イ 緯度38° 2.22' , 経度140° 54.62' の点 ウ 緯度38° 2.16' , 経度140° 54.61' の点 エ 緯度38° 2.18' , 経度140° 54.43' の点 オ 緯度38° 2.20' , 経度140° 54.44' の点 カ 緯度38° 2.21' , 経度140° 54.44' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

